

## 二 松山の天災

松山における、雨天の最大継続日数と雨の降らない継続日数を見ると、前者では昭和二八年六月一日から七月二日までの三九日間、毎日わずかでも雨が降りつづいたのが最高記録である。後者では大正一二年七月一九日から早天が続き、八月二日まで三五日間雨が降らなかった。その五位までの記録は別表の通りである。妙なもので昭和二八年には、そのため六月には五〇七ミリも降ったが、四月と八月は雨が例年になく少量で、年降水量は大差がなかった。大正一二年も三五日間も雨のない日が続きながら、七

降水最大継続日数  
(明23~昭30) 66年間

順	年 月 日	日数
1	昭28年 6月14日~7月22日	39
2	昭29年 6月18日~7月20日	33
3	昭18年 7月12日~8月6日	26
4	昭18年 5月23日~6月14日	23
5	昭26年 6月30日~7月20日	21

無降水最大継続日数  
(明23~昭30) 66年間

順	年 月 日	日数
1	大12年 7月19日~8月22日	35
2	昭9年 7月27日~8月28日	33
3	昭17年 7月5日~8月5日	32
4	明30年 7月22日~8月18日	28
5	昭26年 7月11日~8月16日	27

月一日と二日に豪雨が有り、結局同年は二〇二九ミリ以上も降水量があつて、松山として昭和一八年に次ぐ雨の多い年であつた。

明治三三年から大正一一年、および昭和一二年から三〇年までの松山における降水量の一日における最大は戦時中に重信川の決潰した昭和一八年七月二三日の二二五ミリである。その前日二二日も一六五ミリ(第三位)と降り続いたわけで、第二位は昭和二〇年七月二二日の一九五ミリであつた。また一時間における降水量の最大は、昭和一八年八月二七日の四六・六ミリであつた。つぎは同二二年八月二四日の四三・九ミリ、同三三年七月二〇日の四三・四ミリと続いている。雨が降るといっても霖雨か豪雨か、いろいろの降り方があるわけで、雨の強さが堤防の決潰やダムの調節などに大切なので、近年問題にされたのである。また気象台六六年間における、一時間以上切れ間のない連続雨の記録で、最大のもの、昭和一八年七月二一日の二時一八分から、降りはじめ、同二四日の二〇時二四分に降り終るまで、実に七九時間二四分降り続いたという珍しい記録である。三日半で五三八ミリも降っている。この時の日量最大は二三日の二二五ミリ、また一時間最大量は

一日で二九・六ミリを示している。つぎは同年九月一九日から二〇日にわたり四四時間一五分に二五八ミリ、第三位は大正一五年七月五日から七日にわたり四七時間五九分に一三三ミリである。

明治三三年から昭和二七年までの量別降水量日数統計によつてこの六三年間に全然降水量のない日が何日あつたかを見ると、総数一万一、四七四日で五月・八月に最も多く〇・〇ミリの日が二、四五二日、一月と二月に多い。また二〇〇ミリ以上降つた日は、松山では六三年間に七月に一回あるだけである。一日に一〇〇ミリ以上二〇〇ミリまで降つた日は、二九日あり、うち九月に一日、七月に八日、六月に五日一〇月に三日、八月と四月に一回宛あつて、一月や二月には五〇ミリ以上も降つた日は一日もないことを示している。

松山における最大風速の統計によると、六六年間における最大風速は昭和二〇年九月一七日の風向南南東、風速二五ノ四〇の枕崎台風である。室戸台風の室戸における秒速五〇ノ半分に過ぎない。次が昭和二九年九月二六日の一五号台風であり、二四ノ七〇である。第三が北北西二三ノ六〇で、これが昭和九年九月二十一日の室戸台風の時である。いずれも九月である。

九月以外の月別最大風速はつぎの通りである。

一月一六・三ノ三(大正三三年・昭和二五年)二月二〇・一ノ一(明治三二年)三月一六・五ノ五(大正一三年)四月一七・九ノ九(昭和二一年)五月一五・〇ノ〇(明治二八年)六月二一・〇ノ〇(大正三三年)七月二一・〇ノ〇(大正七年)八月二〇・二ノ二(明治三二年・同三三年)一〇月二〇・一ノ一(昭和二六年)十一月一九・〇ノ〇(明治三二年)十二月一八・〇ノ〇(明治三九年・大正九年)

昭和三四年(六号・一四号・一五号・一六号・一八号)・三五年(一一号・一二号・一六号)・三六年(一〇号・一五号・一八号)第二室戸台風の各年度に愛媛県に影響を及ぼした一々の台風の経路をみると、いずれも中心が豊後水道や瀬戸内海を避けて通つている。松山には幸いにして、あまり強い台風が来ていない。これは四国山脈や豊後水道の地形や水陸分布と台風通路との関係である。

つぎに昭和二五年三月から三一年一〇月までの間に於ける松山港の実際最高潮位の順位は下のごとくである。

順位	潮位	年月日	台風名
1	475	29. 9. 13	12 号 (ア)
2	474	25. 9. 13	29 (キ)
3	459	29. 9. 30	15 (洞爺丸)
4	454	30. 9. 25	22 (洞爺丸)
5	444	28. 9. 25	23 号 (ア)
6	437	25. 9. 13	29 (キ)
7	437	25. 11. 12	40 13 号 (ア)
8	436	28. 9. 24	40 13 号 (ア)
9	433	25. 11. 11	40 23 号 (ア)
10	433	30. 9. 10	40 23 号 (ア)

高潮は海岸地形が湾入している場合ほど被害が甚大であるが、幸いにして松山では今のところそれは少ない。

しかし吉田浜の工業地帯などの海岸は護岸が低いため、平均潮位より二、三七〇の高潮が来れば危険である。現在釣島北部は四、七〇、堀江から北温海岸の護岸は五、一〇の高さの工事をしている。一般に海上は陸上よりも風速が一、二倍半ぐらい強い。しかも持続時間によって危険度に差異があるが、従来の観測資料から推定して、風速一四、六〇の風が五時間つづいても耐え得る施設である。海岸は海崖法により、港湾は運輸省、地盤沈下は建設省、その他は農林省管轄とわかれているため、工事が必ずしも一致せず、その間に天災が来ると危険である。豊後水道に、地震による津波でも起こると、宇和海の湾頭集落は甚だ危険であるが、松山はそれほどでもない。



昭和23・6・21  
テラ台風新聞記事

伊予の地震の記録をみると、推古天皇、天武天皇時代すなわち、西紀六〇〇—七〇〇年の間に三回ある。その後一四九三年(明応二年)までは、戦乱などで資料がないので、生起年確率計算から除外して、比較的信頼のできる明応三年(一四九四)から昭和三五年(一九六〇)まで、四六七年間の記録で検討してみよう。愛媛県土木部河川課の渡辺海岸係長の研究によれば、この期間に三〇回の地震災害記録がある。平均一五年に一回である。この期間に道後温泉の湧出の止まった程度の大地震が七回ある。平均六七年に一回となる。次に高潮来襲あるいは地盤変動を生じたと考えられる大地震が九回ある。平均五二年に一回ということになる。台風は五年に一回に比すれば少ないが、地震をみても地盤の弱い埋立や三角洲に震動による被害が多く、リアス式の湾頭に高潮が来ると被害が甚大である。

天災は忘れたころにやってくる。今から地震に対する保全対策も怠ってはならない。幸いに松山地方はいわゆる地震地帯や台風地帯の中心からははずれていて、全国的にみて恵まれた自然環境といえる。

浪士たちを松山・熊本・長府・岡崎の各藩主に預けた。そのうち松山藩邸に預けられたのは、大石主税 堀部安兵衛・不破数右衛門・大高源五らの一〇人であった。彼らが翌一六年二月に幕命によって同藩邸で自刃するまで、松山藩当局はつねに彼らに同情の念を持って厚遇した。この間の浪士の動静は、定直の筆になる「吉良茂野一条聞書」と、藩士の波賀清太夫によって書かれた「波賀清太夫覚書」とに詳細に記述せられ、ともに赤穂浪士研究の重要な史料となっている。前者は江戸城における刃傷事件から復讐に至るまでの経過を定直自身が浪士について直接に聞いて筆記したものである。後者は浪士目付をつとめ剛直謹厳で名を知られた清太夫（朝榮）が、誠意をもって接伴の任にあたりながら、浪士の動静と松山藩の待遇の状況とを綿密に書き留めたものである。

### 7 石手川の大改修と享保の大飢饉

享保五年（一七二〇）一〇月に定直の後を継承したのは定直英であって、その翌六年七月に石手川が大洪水のために氾濫して、堤防は決潰し、流失家屋八八九軒・死者七二人・山崩れ二万九、二二〇カ所に及ぶ災害がおこった。またこ

を河底が浅く、かつ川幅が広大に過ぎるによると考え、川幅を減じて水勢をたかめ河底を深くしようとした。このためその時まで存在した河川のうちの鎌なげ（鎌出ともいう）を廃して河身に直線的に突き出す曲出しを採用した。ここに文蔵の数カ年にわたる苦心と努力とによって、今日見られるような石手川の堤防ができあがり、その後大雨の時にはほとんど損害を被らなくなった。

享保一七年（一七三二）に松山藩では天明・天保期とともに三大飢饉とよばれる災害をうけた。松山地方では五月下旬から天候が不順となって、霖雨が続いた。そのため重信川をはじめ諸川が増水し、翌閏五月に河川のなかには氾濫して交通の杜絶するところもあった。雨天はさらに七月上旬まで続き、わずかの晴れ間も見せなかつたので、稲作は腐敗してやがて枯死しようとする実状であった。

これらの水害による凶作のうえに、さらに農民の生活を窮地におとし入れたのは、蝗害、すなわち浮塵子の発生による被害であった。すでに六月以来浮塵子は田畑に繁殖し始めたので、農民たちは死力をつくして発生を防止しようとしたが、その効果もなく、稲作ばかりでなく雑草までも食いつくした。松山藩領のなかで最も災害のはげしかった



石手川（新立橋上流）

の時の田畑の被害は甚大であって、その面積三七一六町六段余・石高にして三万五、〇六五石余が「川成・砂入・汐入・水押」のありさまであった。藩士は出動して警戒に当たるとともに、高一〇〇石について一〇人の人夫を出し、また城下町から一万五、〇〇〇人、三津から五、〇〇〇人の人夫を徴発して、その善後策に当たられた。

石手川（新立橋上流）  
これよりさきにも、石手川の氾濫はたびたび繰り返され、そのた

びに被害もはなはだ大きく、ことに延宝一年（定長の時代）には城下町の人たちも堀端の堤の上に避難するほどの大混乱を呈した。このような災害が頻発するので、藩庁では今までの川浚えによる一時的な彌縫策の効果のないのを察して、抜本的な大改修を断行することになり、大川文蔵に命じてその工事に当たらせた。文蔵は石手川氾濫の原因

のは、伊予郡筒井村（今の松前町）付近であって、野に一草も見出せないほどであった。飢饉に迫られた農民のなかには、路頭に食を乞うて放浪するものも少なくなかつたが、伊予郡では松山に袖乞いするものがますます増加し、松山の米屋を襲撃するものさえ現れた。

農産物類の欠乏は諸物価、ことに穀類の価額の騰貴をきたして、七月初め米二俵が銀六〇目となり、さらに一月には五五〇目に暴騰した。その米穀の価額は、松山の相場で米二俵が享保一五年には三三目、同一六年には二九・八目であるから、その暴騰ぶりを知ることができる。

松山藩庁では、七月に藩士の俸祿の制限令を断行して、飢民の救済に必要な米穀類の確保策をとった。さらに救助米、および賑救品の頒布による応急策を施行するとともに、払下米によって米価の下落をはかり、罹災民の救助に当たった。また幕府からの貸借金による賑恤策もとられたけれども、交通の不便と穀類の不足等によって、残念ながら未曾有の悲惨事を続出するに至った。

松山藩領の筒井村に生まれた一農夫の作兵衛は温順恪勤で、田地四段半を耕作して、生計をたてていた。この享保の大飢饉にあたって、筒井村は陰湿の地であり、付近の横

田・重信の諸川が氾濫し、その被害はこのほかはなはだしかった。九月にはいって次第に涼気が加わり、麦を播種する季節となったので、作兵衛は田圃に出て耕作したけれども、飢餓のためにその場に昏倒した。彼は隣人に助けられ、ようやく家に帰ることができたが、麦藁を枕として氣息も絶えようとするばかりであった。近隣の人たちはそのふくろの麦を食べて、生命をつなぐように勧めた。しかし、彼は一身を犠牲にして麦の種を残し、世人を救済しようとの決心を変えず、ついに餓死した。

この時の松山藩領内の餓死者の数は、同年十一月に幕府に届出たものによると、三四八九人となっている。この数を全国のそのの一万二、〇七二人、南海道のそのの五八一人に比較すると、松山藩におけるその数のあまりに多いのに驚くであろう。このために藩主の定英は幕府からこの大飢饉に対する「裁許不行届」の理由のもとに「差扣」を命ぜられた。またその災害は西海・山陽・南海等の諸国にわたり、損毛半数以上のものは四六藩であって、これらの収穫高五カ年平均年額は二三六万石余であるのに、一七年の収穫高はわずかに六二万石余に過ぎなかった。

て、付近の村落もこれに参加し、ついに大洲藩領の露峰村に屯集した。やがてほとんど久万全域の農民が集合して、大洲城下の中村辺まで入りこむものがあり、その数は二八四三人に達したと伝えられる。藩庁では郡奉行の吉岡平右衛門をはじめとして、多数の代官・手代等を派遣して彼らの要求を聞き届けるから、帰村するように勧めたけれども、応ずる様子もなかった。さらに奉行の久松庄右衛門が、証札を示して彼らを説諭したが、容易に承服する模様も見られなかった。

そこで藩庁ではこれらの慰撫策の効果のないことを察し、代官の関助太夫を遣わして久万の大宝寺の住職に農民の斡旋を依頼した。住職は同寺の理覚坊を送って、農民の説諭に努力させたが、農民側は応じなかった。庄右衛門・助太夫らはさらに住職に直接農民に面談して慰撫に当るよう懇望した。この時に藩吏と住職と協議を重ねた結果、藩庁は最終案として領域全体および浮穴郡に関する要事事項は三条のうち二条を、村単位の要求事項は十条のうち半分を承認する旨を明らかにした。

住職は中村まで出かけて、この間の事情を述べて農民の説諭につとめたので、彼らも納得して帰郷することとな

## 8 久万山農民騒動と藩政の変動

翌一八年五月に定英は江戸藩邸で急逝したので、嗣子の定喬がその後を継承した。松山藩は享保の大飢饉の被害の復旧しないうちに、寛保一年(一七四一)に久万山農民騒動の勃発を見ることとなった。その原因は山岳地帯を占め、かつ天産物に恵まれることの少なかった久万山地方の住民の経済状況が窮迫していたこと、元文四年(大飢饉後七年)および寛保一年(大飢饉後九年)の両度に松山藩領内に大暴風があり、稲作の損害がはなはだしく、そのために米価の騰貴を招いたこと、久万山方面の重要物産であった茶の価額の下落によって農民の生活が困難に陥ったこと、藩庁が楮の強制買上げをし、また紙漉を督励したので、その負担の過重に苦しんだ村民が不満をいだいたことなどであった。久万地区一四カ村の農民たちは、はじめに負担の軽減を藩庁に強訴しようとして松山に向かったけれども、途中で藩吏に妨げられその目的をとげることができなかった。この間に藩吏は久万に赴いて、農民たちの説得につとめたが、その措置は彼らを満足させるものではなかった。七月五日となり久主村の農民が蜂起したのを契機とし

た。農民らは八月二日に久万に帰り、家老の水野信左衛門から各村の代表に申し渡しがあり、翌日各自の村々へ引き揚げた。ここに三三日にわたる久万山百姓一揆もようやく鎮定を見ることとなった。この騒動を通じて農民側に容認された要求事項は、差上米の免除・茶運上銀の減免・紙漉借用銀米の無利息五年賦支払・庄屋未進銀米の割掛禁止等であった。

この農民騒動とはなはだ関係の深いのは、松山藩政の大変動であった。これよりさきに家老であった奥平藤左衛門・久松庄右衛門・目付の山内与右衛門らは、享保の大飢饉がおきると藩政の不始末を理由として処分せられ、ことに与右衛門は切腹を命ぜられた。これに代わって奥平久兵衛が家老に任ぜられ、その一党が権勢を誇るようになった。しかるに久万山農民騒動が勃発すると、これを契機として政界は動揺し、奥平久兵衛一派は失脚し、かつて政局から遠ざけられていた水野信左衛門・久松庄右衛門らが再び政権を掌握するに至った。さらに久兵衛はその責任を問われ、越智郡生名島に配流せられ、また奉行の穂坂太郎左衛門は二名島へ、者頭の脇坂五郎右衛門は大下島へ送られた。さらに八年後の寛延二年(一七四九)二月に、久兵衛

は松山藩庁から派遣せられた目付の手によって、殺害せられた。ここに大飢饉当時から藩士の間に存在した政治上の紛争は、ようやく落着いた。

これらの大政変と久万山騒動とは、後世に伝承されるに従っていろいろの憶説を生じ、さらに小説化されて「伊予名草」・「松の山鏡」に松山騒動として取材せられ、ひろく世に知られるようになった。

## 9 古学・古文辞学派の隆盛

この当時の儒学に眼を転じると、すでに伊藤兵助・中村善左衛門、さらに長野彬々らによって古(堀川)学派は松山に伝えられていたが、やがて隆盛時代を迎えることになった。このころに松山藩士に尾崎訥齋(時春)・丹波南陵(成善)があり、三津の人に人見正達、松山の人に丸山南藤仁齋の孫の東所について古学を学び、帰郷の後に文運の発展に力をつくした。訥齋と南陵とは藩校の教授として育英の道に励み、ことに南陵には多数の門弟子を擁した。で、天明く寛政ころには古学派の黄金時代を現出した。経済界を見ると藩庁では宝暦一三年(一七六三)二月に

銀札を発行するために、銀札奉行をおき、勘定奉行の村治伝左衛門にその職を兼任させた。この奉行のもとに、銀札御用掛三名を新たに任命した。

同年三月に定喬は江戸で急逝したので、その弟の定功がその後を継承した。しかし定功は治封わずかに三年で明和二年(一七六五)二月に江戸で逝去し、定英の弟(定章)の嗣子の定静が宗家に入って松山藩主となった。このころ松山藩では他の藩と同様に財政困難となったので、藩士に對する俸祿は人数扶持となった。この人数扶持の令は、明和二年および同四年の両度に出されているが、藩士一戸の家族数を調査し、一人当たりの供給すべき穀類の量を一定して、その割合に応じて給与した。したがって藩士は経費の節儉を行なうとともに、生活の合理化を計ってその難局を切り抜けなければならなかった。

さらに安永四年(一七七五)に非常困艱(非常水旱災予備米ともいう)とよぶ備荒貯蓄を実施したことは、注目すべき政策であった。

これよりさきに(安永二年)、藩庁では古文辞学派の齋宮必簡を招いて藩士の教育に当たらせた。必簡は萩生徂徠門の俊才の服部南郭に学んだ儒者であったから、これによ

って松山藩に護園学派が伝えられることになった。さらにその後この学派で注目すべきは、明月上人の活躍したことであった。明月は周防国の屋代島に生まれたが、幼少の時に松山へ来て円光寺(淨土真宗)に居住した。彼は南郭とも深交があつて、儒学に通じたばかりでなく、また詩文にも長じていて、とくに筆蹟にすぐれひろく世にその名を知られた。

このころ郷土の俳壇に雄飛したのは、松山藩士の河端五雲とその一派であった。享保時代から俳壇がはなはだしく卑俗化して没落の道を行んでいる時、これを廓清しようとする革新運動が五色墨の徒によって企てられた。この五色墨の徒と深い関係にあつたのが五雲であつて、彼は隠退の後郷里にあつて多数の俳人の指導に当たつた。したがつて彼が新鮮な氣風を鼓吹した功績は偉大であつた。

明和七年(一七七〇)一月二六日夜に山手代町の足輕の宅より出火し、新立まで類焼したが、また同夜に北清水町からも火事があつて鉄砲屋町の東詰まで延焼した。この火災は松山にとって未曾有の大火で、武家屋敷三〇一軒、商家七五〇軒、寺院二がその害をうけた。

## 10 松山城天守閣の焼失と俳壇の黄金時代

安永八年(一七七九)七月に定静が逝去したので、養嗣の定国がその後を継承した。定国は田安宗武の二男で、すでに松平家に入って、養父の定静から定国の名を与えられていた。またこの定国の弟が松平定信であつて、後に老中となつて寛政の大改革を断行した政治家であつた。

天明四年(一七八四)一月一日の真夜中に天守閣・大書院等に落雷があり、そのために本丸を焼失し、ようやく朝方に鎮火した。定国は病臥中であつたために難を法竜寺に避け、また藩士は身をもって煙硝蔵・大書院の防火に尽力したほどであつた。定国は直ちにこれを幕府に報告するとともに、城郭復興の計画を請願して、その許可をうけた。この時の再建の方針は、本丸をだいたいものように築造することにあつたように考えられる。定国は武芸を奨励しようとして、寛政九年(一七九七)三月に大洲藩士の伊藤祐根を招いてお囲池で神伝流の水泳を藩士に教授させた。神伝流は古く織豊時代に端を發して大洲に伝授せられ、伊藤祐根はその七世の葦島正利の高弟であつた。これから松山地方に神伝流の水泳が盛んに流布するようになった。